

八王子市エイズ・ピア・エデュケーション事業実施要綱

(目的)

第1 HIV感染者に対する偏見差別のない社会づくりと感染拡大の防止を目指して、同年代の仲間同士（ピア）と一緒にエイズのことを考える技法「ピア・エデュケーション」を用いた青少年に対する普及啓発活動を実施する。

(用語の定義)

第2 この要綱において使用する用語について、次のように定義する。

(1) エイズ・ピア・エデュケーション

エイズ・ピア・エデュケーションとは、エイズ・ピア・エデュケーターが同世代の若者に対して、エイズに関する基礎知識や予防方法をはじめ、命の問題や共に生きることの大切さを伝え、正しい判断と行動決定が行なわれるよう働きかけていく活動

(2) エイズ・ピア・エデュケーター

エイズ・ピア・エデュケーターとは、同年代の仲間と一緒にエイズや命の大切さを考える専門のトレーニングを受けた者

(3) スーパーバイザー

スーパーバイザーとは、医師等の医療従事者をはじめとする社会人で、エイズ・ピア・エデュケーターを指導・監督する者

(4) コーディネーター

スーパーバイザーと同様にピア・エデュケーターを指導・監督するほか、保健所エイズ・ピア・エデュケーション事業において、関係機関との連絡調整、エデュケーションの企画、事前調査、事後評価など事業の推進を行う者

(対象者)

第3 八王子市エイズ・ピア・エデュケーション事業は、八王子市内在住、在学又は在勤の高校生、専門学校生及び大学生等の青少年を対象とする。

2 エイズ・ピア・エデュケーターは、東京都内在住、在学又は在勤の高校生、専門学校生及び大学生等の青少年を対象として養成する。

(事業内容)

第4 八王子市エイズ・ピア・エデュケーション事業は、コーディネーターである保健所職員が中心となって、調査及び関係機関の連携調整を実施したうえで、地域特性に合致した、エイズ・ピア・エデュケーターの募集を行ない、養成したエイズ・ピア・エデュケーターとコーディネーターがチームを組んで、学校の授業や学園祭、保健所等が行う

健康教育の場等で、エイズ・ピア・エデュケーションを実施し、評価を行うものである。

事業の構成は、次のとおりである。

- (1) 事前調査及び関係機関の連携・調整
- (2) 事業周知・参加者募集等の広報活動
- (3) エイズ・ピア・エデュケーションの実施
- (4) 評価

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。